

4 原子力施設において異常な事態が発生した場合の対応基準（UPZ 圏内に位置する学校）

(1) UPZ 圏内から通学している児童生徒への対応

事前の準備	○UPZ 圏内から通学している児童がいる場合は名簿を作成し、原子力災害発生時の対応について保護者と共通理解を図ります。
原子力施設において異常な事態が発生した場合	○災害発生状況を把握し、当該児童に正確な情報を伝えます。 ○原子力災害の場合、自家用車避難を原則とすることから、保護者と児童生徒が可能な限り一緒に行動できるよう下校または引き渡しの時期を判断します。 ○下校または保護者への引き渡しができない場合は、学校で待機させ、教職員とともに行動します。

(2) UPZ 内の学校における対応

UPZ 内の学校は、放射性物質が漏洩した場合、自治体の指示に従い、児童を引率して避難することもありうるため、可能な限りそれ以前の段階での下校または引き渡しがなされるよう努めます。

	警戒事態	施設敷地緊急事態 (屋内退避準備)	全面緊急事態 (屋内退避)
学校が直ちに取るべき対応	○直ちに教育活動を中止 ○学校の対応を保護者に連絡 ○下校または引き渡し ○上記の対応を速やかに教育総務課に報告	○直ちに教育活動を中止 ○屋内避難準備 ○学校の対応を保護者に連絡 ○下校または屋内での引き渡し ○上記の対応を速やかに教育総務課に報告	○直ちに教育活動を中止 ○屋内避難 ○学校の対応を保護者に連絡 ○屋内での引き渡し ○上記の対応を速やかに教育総務課に報告
下校または引き渡しができない児童生徒の対応	○学校等に留め置き	○学校等の屋内に留め置き	○学校等の屋内に留め置き

(3) 下校・引き渡しのルール（上段：警戒事態・施設敷地緊急事態 下段：全面緊急事態）

		児童生徒の居住地	
		UPZ 内	UPZ 外
学校	UPZ 内	下校または引き渡し	
		引き渡し	
	UPZ 外	下校または引き渡し	
		引き渡し	

※自治体から避難指示が出るまでは可能な限り引き渡しを継続する。